

# 一般統計調査の区分の見直し (選定基準案について)

令和2年6月25日(木)  
総務省政策統括官(統計基準担当)室

# 統計の重要度に応じた区分について

## <「公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月2日閣議決定）」 関連箇所抜粋>

### ○本文

社会経済情勢の変化に伴い、公的統計において、把握すべき事項や作成方法については、不断の見直しが必要である。しかし、統計リソースに限られる中、全ての統計について、従前と同様の作成方法等を維持することは困難である。このため、不断の取組として、作成や見直しを重点的に行わなければならない重要な統計を区分し、リソースを集中して、これを確実に行うとともに、必要性の低下した統計については、統廃合や作成周期の見直しも含めた業務の軽減方策を検討するなど、統計の重要度に応じた管理を行う。

### ○別表

内閣官房は、関係府省の協力を得て、一般統計調査について重要度に応じた区分を検討する。また、基幹統計とそれ以外の統計の区分の見直し、基幹統計の対象の絞り込み、一般統計調査との入替え等基幹統計として扱う統計の範囲について検討する。総務省は、これらの検討結果を踏まえて区分及び範囲を定めるとともに、必要に応じて区分及び範囲の見直しを行う。

基幹統計について、社会経済情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、重要な一般統計調査についても、これに準じて対応する。その際、統計分析審査官が中心となって実施する分析的審査等の統計の管理の仕組みについて、統計の区分に応じたメリハリのある対応を行う。それ以外の一般統計調査については、効率化を徹底するとともに、統計作成の継続を含めた必要性について検証を行う。



社会情勢の変化に対応した不断の見直しを行い、リソースを集中して作成や見直しを重点的に行うべき重要な統計を区分する。基幹統計（統計法上、公的統計の中核をなす重要性が特に高い統計と位置づけられている）に準じて管理すべき一般統計調査を区分する必要あり。



一定の選定基準を元に「特定一般統計調査（仮）」を選定

※個々の統計はそれぞれに必要性があって作成されているものであり、「重要性が特に高い統計以外の統計」が「不要な統計」ということにはならないことから、重点的な作成や見直しを行う統計と「特定」されたものということを表現するため、「特定一般統計調査」とした。

# 特定一般統計調査（仮）の選定基準案について

- 重要・広範に利活用され、誤りがあった際の影響が大きい統計を選定。基幹統計の要件も参考に、I～IVの大枠と①～⑩の詳細な基準を設定。行政内の重要利用を把握した「統計利活用リスト」の情報も活用。①～⑩のいずれかに該当したものが「特定一般統計調査（仮）」となる
- 府省横断的に客観的に定まる基準を設定する一方で、各府省内の統計を管理する立場である統計幹事において総合的に勘案して判断する基準を設定

## 「特定一般統計調査（仮）」の選定基準案

### 基幹統計

国勢統計、国民経済計算の他、以下に該当するものとして総務大臣が指定するもの。

● 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計

● 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計

● 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められる統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

### I. 重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用している統計調査

- ① 国が給付する手当や給付金の算定根拠として利用している統計調査
- ② 月例経済報告に利用している統計調査※1
- ③ 法律に実施根拠を持つものその他国会の要請に基づいて実施している統計調査
- ④ 上記のほか、閣議決定に掲げられている政策その他の重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用するものとして、**調査実施府省の統計幹事が選定する統計調査**

### II. 重要な統計の作成に利用している統計調査

- ⑤ 基幹統計の作成に利用されている統計調査のうち、当該基幹統計の作成部局の意見を聴いて、**調査実施府省の統計幹事が選定する統計調査**
- ⑥ ⑤に該当する統計調査のほか、月例経済報告に利用している統計その他重要な統計の作成に利用している統計調査として、**調査実施府省の統計幹事が選定する統計調査**

### III. 国、地方公共団体、学术界、民間企業等において幅広く利用されている統計調査

- ⑦ 「利用状況調査※2」の結果がいずれかの項目※3で上位5%※4に含まれる統計調査
- ⑧ 地方公共団体、学术界、民間企業等の強い要請によって実施されているものとして、**調査実施府省の統計幹事が選定する統計調査**

### IV 国際比較において重要な統計調査

- ⑨ 国際機関から実施が求められている統計調査
- ⑩ 国際比較において重要なものとして、**調査実施府省の統計幹事が選定する統計調査**

※1 「月例経済報告」に掲載する統計等は、必要に応じて見直されており、ここでは主要なものを使用。

※2 政府統計の利活用状況及び民間における統計の作成状況に関する調査研究報告書（H30.8月統計委員会提出資料）

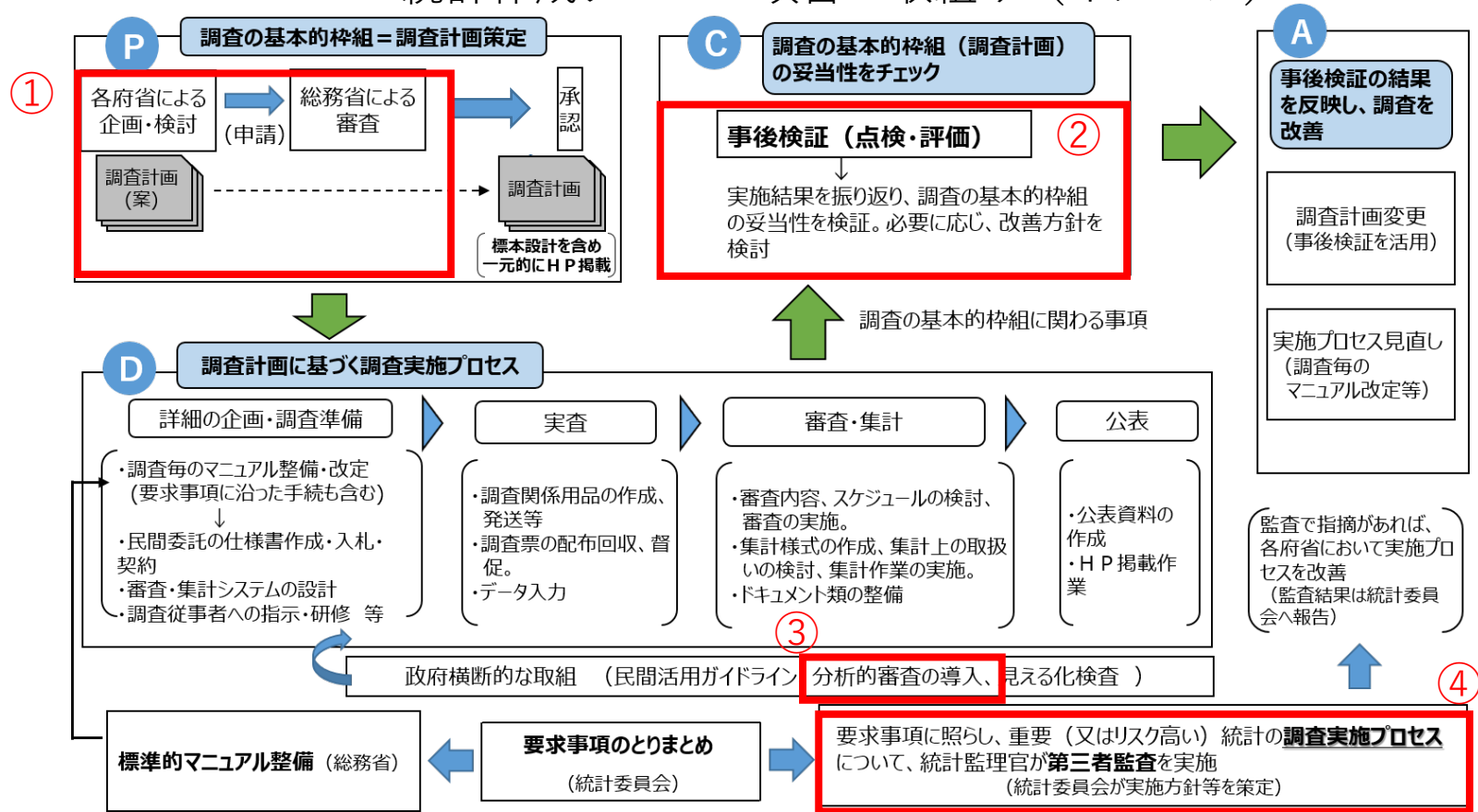
※3 新聞雑誌、業界、学術の検索件数、e-Statダウンロード件数

※4 一般統計調査の一覧の中で上位5%に入るもの

# 一般統計調査の区分に応じた品質管理について

- 限られたリソースを有効活用するため、区分に応じたメリハリのある品質管理を行う。
- 具体的には、①承認審査、②PDCAサイクルの確立、③分析的審査の導入、④第三者監査において、必要な統計への品質管理の取組を充実する方向で制度具体化の検討及び運用を進める

## 統計作成プロセス改善の取組み（イメージ）



# 統計利活用リストについて（参考）

- 「公的統計の総合的品质管理を目指した取組について（建議）」（R1.9.30統計委員会）を踏まえ、全府省全部局を対象に統計の利活用の実態を把握した「統計利活用リスト」を整備（R2.3）
- 「統計利活用リスト」の把握事項は「点検検証部会」の一斉点検における影響度評価の指標も参照

## 「点検検証部会」の一斉点検における 影響度評価（利用上重要な影響） の判断基準

- 数値の誤りが発生した箇所が、
- SNA、QEその他重要な統計を作成する際の主要な状況
  - 国が交付する給付金等の金額の算定根拠
  - 重要な政策の立案・実施の根拠
  - 民間企業等の重大な意思決定の根拠として直接的に用いられている場合（参考資料にとどまる場合は除く）
- で、誤りの内容がそれらの作成・決定内容に影響（軽微な場合は除く）を及ぼす可能性があると思われる場合

## 「統計利活用リスト」において 把握した利活用事項

- A) 重要な政策の立案・実施・評価の直接の根拠資料として利用
- B) 国が給付する手当や給付金の算定根拠として利用
- C) 月例経済報告に利用（定期的に利用しているものに限る）
- D) 基幹統計の作成に利用
- E) D以外の重要な統計の作成に利用